離婚したときの手続

離婚したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
総合窓口	離婚届 **裁判離婚の場合は調停成立、裁判確定の日を含めて10日以内**	夫及び妻 （裁判離婚の場合は訴えの提起者）	□ 離婚届 □ 本人確認書類 □ 姓の変更がある方は、個人番号カード □ 裁判離婚（調停・審判・判決等による離婚）の場合は、 調停調書の謄本、又は裁判の謄本及び確定証明書 ※離婚届のみの届出では、婚姻によって姓が変わった人はもとの姓にもどります。もとの姓にもどりたくない場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」も同時に届出が必要です。 ※届出人の本籍地または住所地で届出ができます。 ※住所異動（転居など）が伴う場合は、別途手続が必要です。 ※令和８年４月１日から子（未成年者）の親権者を夫婦双方（共同親権）とするか、夫婦のいずれか一方（単独親権）とするか選ぶことができます。	本庁舎1階 市民課 （内線274・270） 各行政センター
	離婚の際に称していた氏を称する届 **離婚の日から3ヶ月以内**	離婚後も婚姻中の姓を名乗りたい方	.	
	印鑑登録	姓が変わった方（印鑑登録している印鑑に旧姓が彫られている方）	□ 登録する印鑑 □ 印鑑登録証（旧のもの） □ 本人確認書類 ※即日登録を希望の場合は、公的機関発行の顔写真入本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポートなど）が必要です。	
国民健康保険	国民健康保険	国民健康保険に加入している方で、氏名、住所、世帯構成が変更になった方 新たに加入する方、又は脱退する方 ※氏名変更のみの方は、離婚届と併せて手続できます。	□ 国民健康保険資格確認書 □ 本人確認書類（個人番号カード等） □（新たに加入する方のみ） 加入していた健康保険の資格喪失証明書 □（脱退する方のみ） 新たに加入した健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ等	本庁舎１階 保険年金課 （内線279・248・379） 各行政センター
後期高齢者医療	後期高齢者医療	後期高齢者医療に加入している方で、氏名、住所、世帯構成が変更になった方 ※離婚届と併せて手続できます。	□ 後期高齢者医療資格確認書 □ 本人確認書類（個人番号カード等）	本庁舎１階 保険年金課 （内線278・302） 各行政センター
国民年金	国民年金	国民年金第３号被保険者（厚生年金又は共済年金の加入者に扶養されていた方） ※国民年金第１号被保険者への種別変更	□ 年金手帳又は基礎年金番号通知書 □ 本人確認書類（個人番号カード等） □ 資格喪失証明書	本庁舎１階 保険年金課 （内線277） 各行政センター 熊谷年金事務所 （℡522-5012）
		国民年金第1号被保険者の方及び国民年金を受給している方で、氏名の変更がある方	離婚に伴い氏名変更がある場合、離婚届により、年金登録氏名も連動して変わりますので、原則手続不要です。ただし、届出が必要な場合もありますので詳しくは熊谷年金事務所へお問合せください。	

離婚したときの手続

離婚したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
赤ちゃん・こども	児童手当 **離婚の日の属する月中**	児童手当を受給している方で養育状況が変わる方 今後18歳年度末までのこどもを養育する方（受給者変更する方）	【今後高校３年生までのこどもを養育する方】 ☐ 本人確認書類 ☐ 申請者の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの ☐ 申請者の番号確認書類（個人番号カード・個人番号入りの住民票など） ※養育状況が変わる方は、状況により手続や必要書類が異なりますので、右記へお問合せください。 ※受給者（申請者）が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されますので、勤務先へお問合せください。	本庁舎４階 こども政策課 （内線289・292・372・523） 各行政センター
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給していて受給資格の変更のある方又は支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	こども医療費	18歳年度末までのこどもを養育している方	☐ 受給資格証 ☐ 本人確認書類 ☐ こどもの健康保険資格が確認できるもの ※受給資格者の変更を希望する場合は、受給資格者になる方（こどもと同居の保護者）の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの	
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費を受給していて受給資格の変更のある方、又は支給を希望する方	右記へお問合せください。	
	保育所、認定こども園等 児童クラブ	施設に入所（入室）中の方、又は入所（入室）希望の方	右記へお問合せください。	本庁舎4階 保育課 （保育：内線433・570 学童：内線296）
	養育医療	養育医療の給付を受けている方で、医療券に記載されている事項に変更があった方	☐ 養育医療券 ☐ 印鑑	熊谷市保健センター 地域保健課（TEL 048-525-2722）
	育英資金 入学準備金	現在、貸付を受けている方、返済をしている方又はその保証人で、氏名、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎６階 教育総務課 （内線382）
	就学援助費	就学援助費を受給している方 ひとり親家庭となった方		

離婚したときの手続

離婚したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
高齢者	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けている方で氏名、住所等が変更になった方	□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） □ 各種減額証（お持ちの方のみ）	本庁舎１階 長寿いきがい課 （内線217・451） 各行政センター
	高齢者福祉サービス	各種の高齢者福祉サービスを利用している方で氏名、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎１階 長寿いきがい課 （内線272・280・290） 各行政センター
障害者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けている方で氏名、住所等が変更になった方	□ 該当する手帳 □ 個人番号が確認できる個人番号カード等	本庁舎１階 障害福祉課 （内線531） 各行政センター
	障害福祉サービス	各種の障害福祉サービスを利用している方で氏名、住所等が変更になった方	右記へお問合せください。	本庁舎１階 障害福祉課 （内線489・530）
	重度心身障害者医療	重度心身障害者医療費（障害者医療）の支給を受けている方で氏名、住所等が変更になった方 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	□ 重度心身障害者医療費受給者証 □ マイナ保険証又は資格確認書 □ 申請者の金融機関口座番号（普通預金）が確認できるもの	本庁舎１階 障害福祉課 （内線287・291） 各行政センター
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当の交付を受けている方で氏名、住所等が変更になった方、受給資格が変更になる方 ※その他障害者関係の助成制度を受けている方は、右記へお問合せください。	右記へお問合せください。	

離婚したときの手続

離婚したときの主な手続のチェックリストです。

分類	種　類	手続が必要な方	手続に必要なもの等	担当窓口
その他	市税の口座振替	市税を口座振替しているとき	右記へお問合せください。	本庁舎２階 納税課 （内線257・258）
	農業集落排水施設	農業集落排水施設の使用をしていた方で使用を中止する方、又は使用人数の変更等がある方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	公共下水道	公共下水道を使用していた（する）方で、井戸水等の水を使用していた（する）方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	水道	水道を使用していた方で使用を中止する方、水道契約者で名義変更をする方	右記へお問合せください。	水道庁舎１階 経営課 （℡520-4132）
	浄化槽	浄化槽を使用していた方で使用を中止する方、浄化槽管理者で名義変更をする方	右記へお問合せください。	江南庁舎２階 環境推進課 （℡536-1570） 妻沼行政センター地域振興係

※各週月曜日、連休明け、３月下旬から４月上旬は、窓口が大変混雑いたします。
　諸手続に相当時間がかかる場合もありますので御了承ください。

※熊谷市役所　℡048-524-1111(代)　大里行政ｾﾝﾀｰ ℡0493-39-0311(代)
妻沼行政ｾﾝﾀｰ ℡048-588-1321(代)　江南行政ｾﾝﾀｰ ℡048-536-1521(代)